

投稿年月日	令和元年 12 月 27 日	投稿者	市内在住 70 代 男性
ご意見・ご提案 内 容	<p>【案内板】  都会に行くとも町の辻辻にその住所の地番を書いた案内板があるが、南島原市でも案内板を作ってはどうか？</p>		
回 答	<p>ご意見、ありがとうございます。  都会の辻辻に、その住所の地番を書いた案内板については、住居表示に関する法律により住居表示を実施した場合に義務けられている表示板ではないかと思われます。本市においては、人口が密集した市街地がないため、住居表示に関する法律による住居表示を実施しておりませんので、表示板の掲示をしておりませんが、平成 27 年度の自治会長会議において、「国道 251 号線の主な交差点に、町の地名の標識板の設置要望」の発言があり、直ちに県へ相談し、平成 27～28 年度にかけて 28 箇所を設置しております。</p>		
担当課	市民サービス課、建設課		